

令和6年4月から

相続登記が義務化

されます!!

次の世代への相続（遺言等）のことや相続した土地・建物の登記のことを専門家に相談してみませんか?!

法務局・公証人・司法書士・土地家屋調査士による

相続・登記 無料合同相談所

開設します。

山の名義が、5年前に亡くなった母の名義になっているけれど…登記するべき???



遺言書を残したいけれど…



父が建てた家の登記をしていないけれど…どうしたらいい???



会場	鳥取地方法務局	鳥取地方法務局 米子支局
相談員	鳥取市東町2丁目302	米子市旗ヶ崎2丁目10-12
公証人	毎月第3金曜	毎月第2水曜
司法書士	毎月第1水曜	毎月第1月曜
土地家屋調査士	毎月第1火曜	

◎お願い◎

- ◆相談時間は、すべて午後1時～4時
※1回30分以内
※祝日・12/29～1/3は除く
- ◆予約は相談日の3日前まで

◆新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相談時はマスクの着用、検温、手指の消毒にご協力願います。また、発熱等の風邪症状がある場合は、来庁を控えていただきますようお願いいたします。

◆感染症状況によっては、相談を一時中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

事前予約制

ご予約は、お電話でお受けします。
鳥取地方法務局登記部門

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

登記



ご予約
お問合せ

電話 (0857) 22-2293

開庁時間 午前8:30～午後5:15（土日祝・12/29～1/3は除く。）

主催 鳥取地方法務局・鳥取公証人会・鳥取県司法書士会・鳥取県土地家屋調査士会